

31 豊教生第326号
令和元年8月26日

豊山町生涯学習推進審議会会長 様

豊山町長 服部 正樹



諮詢書

豊山町生涯学習推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項につき貴審議会の意見を求めるます。

記

1 賒問事項

豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）について

2 賒問内容

教育基本法第17条第2項で、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参照し、教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが明確化されました。

本町教育委員会では、国の教育振興基本計画や愛知県の生涯学習推進計画を基に、豊山町第4次総合計画との整合を図り、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第2期）」を策定しました。本計画では、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状と課題を明らかにして、町民のより充実した生涯学習活動の推進を図るための施策を進めてきました。

このたび、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」を策定するにあたり、町民の生涯学習活動を一層効果的に推進できる施策の方向性等について、ここに諮詢いたします。